

国産繭のスポット入札取引の試験的实施に係る 買い手登録申請の受付について

大日本蚕糸会では、下記の通り国産繭のスポット入札取引を試験的に実施することとしています。これに伴い、当該入札取引に参加して買受けを行う者（買い手登録者）の申請を受け付けます。

申請を希望する場合は、申請期限（8月31日）までに、①担当者氏名、②連絡先、③申請理由を記入の上、shinkobu@silk.or.jp へてにメールを送信してください。後日、登録に必要な書類等について連絡します。

記

1. 趣旨

国産繭の新規需要創出につながる取引の形成を促進するとともに、それに必要な国産繭の適切な価格形成を図るため、国産繭のスポット入札取引を試験的に実施する。

2. 試験的実施の概要

(1) 上場する繭

- ・ 碓氷製糸（株）が保有する国産繭（乾繭）で、産地、生産年、蚕品種等が明らかなものとする。
- ・ 繭の品質情報は、蚕糸科学技術研究所で実施可能な繭検査結果を基本に検討する。

(2) 上場数量

- ・ 小口需要に対応するため5kg（乾繭1袋分約5kg）を1ロットとして50ロット程度（要検討）とする。

(3) 売り手・買い手

- ・ 売り手：碓氷製糸（株）
- ・ 買い手：大日本蚕糸会に登録した者

(4) 入札の価格・数量及び引取条件

- ・ 買い手は繭（乾繭）1kg当たりの価格とロット数を記載して入札する。
- ・ 引取条件は碓氷製糸（株）倉庫前渡しとする。

- ・売り手は最低落札価格を設定することができる。

(5) 落札者の決定

- ・ロット単位で最高価格を提示した者を落札者とする。
- ・同価格の場合は抽選とする。

(6) 落札結果の公表

- ・入札終了後、落札者、落札価格等を大日本蚕糸会のHPで公表する。

(7) 代金の支払い

- ・落札者は、大日本蚕糸会が定めた日までに碓氷製糸（株）に代金を支払う。

(8) 繰糸等の依頼

- ・落札者は、繭を生糸に繰糸して使用する場合、碓氷製糸（株）に依頼できるものとする。ただし、繰糸条件は碓氷製糸（株）が対応できる範囲内とし、両者で合意した繰糸代金を支払うものとする。

3. 入札の周知と実施時期

- ・7月17日に開催した「第1回持続的養蚕業確立検討会」で、スポット入札取引の試験的実施を公表。大日本蚕糸会のHP、全国シルクビジネス協議会のHP等で周知する。
- ・8月末まで買い手を登録する。
- ・9月～10月に入札を実施する。

4. 本格導入の検討

スポット入札取引の試験的実施を行った後、課題を整理し本格的導入について検討する。

5. その他

落札者が落札した国産繭を使用して新商品開発や異分野へのシルクの活用等新しいマーケットの開発を行う場合には、「蚕糸絹提携自立化支援事業実施要領」に基づき助成を可能とするよう検討する。

<問合せ先>

大日本蚕糸会蚕糸絹業振興部

小林、阪本

03-3214-3500